

番 号	6 陳情第 8 号 （調布飛行場安全利用及び国立天文台周辺地域まちづくり特別委員会付託）
受理年月日	令和 6 年 8 月 27 日
件 名	国立天文台周辺地区まちづくり構想説明資料の中の避難所関連の記述の訂正を求めることについて
提 出 者	三鷹市在住 鈴木 淑子
要 旨	
（陳情の要旨） 三鷹市浸水ハザードマップで浸水予想区域内に位置する公共施設の防災的価値を再評価するために、国立天文台周辺地区まちづくり構想説明資料の中の避難所関連の記述を災害対策基本法及び同法施行令に準ずるものに訂正してください。 （陳情の背景） 近年野川流域では浸水予想区域の公共施設を風水害時の避難場所として積極的に指定する自治体が増えています。調布市（参考文献 1）は、浸水想定区域に立地する富士見台小学校について、受入れ人数に制限を設けた上で指定避難所としました。狛江市（参考文献 2）は、浸水想定区域に立地する小中学校について、浸水深以上の階層を緊急避難場所として指定しました。これらの見直しの背景には、平成元年台風 19 号通過の際に特定の避難所に避難者が集中し、円滑な受入れが困難になったことへの反省（参考文献 3）があります。台風 19 号は野川流域の各自治体が今まで見落としていた浸水想定区域内の公共施設の防災的価値を再評価し、風水害時の有効な避難スペースとして確保する多層的な避難体制構築の契機となりました。 しかし現在三鷹市が推進する国立天文台周辺地区まちづくり構想において、市民が上記の対策を望むことは困難です。当該構想は「浸水予想区域内に位置する羽沢小学校は避難所が設置できない」という説明からスタートしているため、浸水想定区域内の公共施設の防災的価値を再評価する余地がありません。 災害対策基本法第 49 条は避難所の定義を「指定緊急避難場所」と「指定避難所」に区別しており、「指定緊急避難場所」について同法施行令第 20 条の 3 は、浸水想定区域内に位置する施設を直ちに指定から除外するのではなく、ただし書をつけて指定の	

弾力的運用を認めています（添付資料 1 及び別添裏）。また法第49条の 7 は「指定避難所」について、地震や洪水など災害の種類を問わず市長村長が指定するものと定義しており（添付資料 1 及び別添表）、三鷹市長は令和 2 年 5 月 8 日付で浸水想定区域内の 3 施設（羽沢小学校、大沢 C C、連雀 C C）を指定避難所として東京都知事に通知しています（添付資料 2）。

これに対し国立天文台周辺地区まちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）は、まちづくり構想の説明資料に「羽沢小は風水害時に避難所として開設できない」等の記述を用いています。これらの記述は避難所の定義が不明瞭であるため、法令が認める羽沢小学校の防災的価値を三鷹市民に正しく伝えるものではなく、むしろその価値を不当に引き下げる効果を持つものになっています。避難所という言葉の定義をめぐる法令と市当局の間の認識のずれについては、推進本部による避難所関連の記述と法令を照らして妥当性を検討した対照表を御覧ください（添付資料 3）。

野川流域の各自治体の防災まちづくりにおける重要な論点として、令和元年台風19号が浮き彫りにした課題と地域ニーズを踏まえた多層的な避難体制の構築があることは冒頭に述べたとおりです。また国立天文台周辺地区まちづくり構想が「質の高い防災・減災まちづくり」を標榜していることも周知の事実です。その「質の高い防災・減災まちづくり」の前提として、私はまず法令の示す「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の概念を、市当局と市民が正しく理解し共有することを望みます。私はまた当該まちづくりの議論が、たとえ浸水ハザードマップの浸水想定区域内に位置する施設であっても、浸水深より上層階のスペースについては水害時の「指定緊急避難場所」として活用できるという基礎知識を土台として行われることを望みます。

以上の理由から、私は市当局に対し以下を要望します。

- 1 推進本部が説明会やパネル展示で使用した資料を訂正してください。
 - (1) 避難所の定義を法令に準ずるものに改めてください。
 - (2) 避難所について法令の定義と三鷹市の定義との間にずれがあるために、法的安定性を損なうおそれのある記述については、法令の規定に準ずる記述に訂正してください。
 - (3) 訂正した資料を市民にあまねく周知してください。
- 2 市当局が法令よりも自主法令解釈権を優先する場合は市民に公示してください。

推進本部が資料作成の過程で避難所について法令に準ずる定義を採用せずに三鷹市独自の定義を採用し、また羽沢小学校の防災的価値について法令の規定に準ずる記述を行わず三鷹市独自の法令解釈に基づく記述を行う場合は、市当局が当該まちづくり構想において法令よりも三鷹市自治基本条例第22条に規定する自主法令解釈権を優先する方針であることを市民に公示してください。 以上

(参考文献)

- 1 調布市洪水・内水ハザードマップ及び令和元年東日本台風（台風19号）調布市の記録45頁
- 2 狛江市洪水ハザードマップ野川氾濫版及び令和元年東日本台風狛江市の記録18頁
- 3 令和元年東日本台風（台風19号）調布市の記録21、46頁及び令和元年東日本台風狛江市の記録41頁

(資料)

添付資料1 「指定緊急避難場所」と「指定避難所」について

別添 学校施設において津波や洪水の場合に想定される「指定緊急避難場所」と「指定避難所」について

添付資料2 指定緊急避難場所の指定の通知について

添付資料3 推進本部による避難所関連の記述を法令における避難所の定義と照合した一覧表